

## 【根拠法令】

## ○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

## 第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債についての関与の特例）

## 第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第1項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

## 附則第33条の8

地方公共団体は、平成十八年度から令和七年度までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第5条の3第1項及び第6項並びに第5条の4第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 4 総務大臣は、第1項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## 令和3年度地方債同意等額（最終協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項及び第4項並びに法附則第33条の8第1項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

### 1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (最終協議分) (A)	既同意等額・ 届出額 (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(1) 10,076	(220) 150,554	(220) 160,630	(241) 151,689
東日本 大震災分	(0.01) -	(0.02) 11	(0.03) 11	(1) 11
総計	(1) 10,076	(220) 150,565	(220) 160,641	(242) 151,700

※ ( ) 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

### 2. 今回同意等を行う主な事業債

【当初分】災害復旧事業債（305億円）、臨時財政対策債（207億円）

【補正分】防災・減災・国土強靱化緊急対策事業（4,668億円）、公共事業等（1,530億円）、  
学校教育施設等整備事業（1,203億円）

### 3. 今後のスケジュール

令和4年3月15日（火）同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和3年度 最終協議(当初分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正前) A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +個別協議 +届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	56,050	70,712	904	71,616	▲ 15,566	127.8%
公 共 事 業 等	16,098	19,081	80	19,161	▲ 3,063	119.0%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	552	21	573	▲ 573	-
公営住宅建設事業	1,103	2,012	16	2,028	▲ 925	183.9%
災害復旧事業	1,141	1,724	305	2,030	▲ 889	177.9%
教育・福祉施設等整備事業	3,319	6,290	92	6,382	▲ 3,063	192.3%
学校教育施設等	1,223	2,672	59	2,732	▲ 1,509	223.4%
社会福祉施設	371	530	8	539	▲ 168	145.2%
一般廃棄物処理	639	2,006	11	2,017	▲ 1,378	315.6%
一般補助施設等	549	712	10	722	▲ 173	131.5%
施設(一般財源化分)	537	369	4	373	164	69.6%
一般単独事業	27,724	33,431	321	33,753	▲ 6,029	121.7%
一 般	2,322	10,612	51	10,663	▲ 8,341	459.2%
地域活性化	690	1,276	28	1,304	▲ 614	188.9%
防災対策	871	653	3	656	215	75.3%
地方道路等	3,221	5,968	25	5,993	▲ 2,772	186.1%
旧合併特例	6,200	2,885	14	2,899	3,301	46.8%
緊急防災・減災	5,000	2,831	70	2,901	2,099	58.0%
公共施設等適正管理	4,320	5,522	75	5,597	▲ 1,277	129.6%
緊急自然災害防止対策	4,000	2,842	37	2,880	1,120	72.0%
緊急浚渫推進事業	1,100	842	19	860	240	78.2%
辺地及び過疎対策事業	5,520	5,096	2	5,098	422	92.4%
辺地対策	520	523	1	523	▲ 3	100.7%
過疎対策	5,000	4,573	1	4,575	425	91.5%
公共用地先行取得等事業	345	437	41	478	▲ 133	138.6%
行政改革推進	700	1,854	25	1,878	▲ 1,178	268.3%
調 整	100	234	-	234	▲ 134	234.2%
公営企業債	24,726	25,489	50	25,539	▲ 813	103.3%
水道事業	5,258	5,901	16	5,918	▲ 660	112.5%
工業用水道事業	303	331	-	331	▲ 28	109.1%
交通事業	1,739	2,358	0.3	2,359	▲ 620	135.6%
電気事業・ガス事業	195	228	0.2	229	▲ 34	117.3%
港湾整備事業	571	537	0.4	538	33	94.1%
病院事業・介護サービス事業	3,637	3,514	7	3,521	116	96.8%
市場事業・と畜場事業	375	258	2	259	116	69.1%
地域開発事業	658	786	-	786	▲ 128	119.5%
下水道事業	11,934	11,499	23	11,522	412	96.5%
観光その他事業	56	76	1	77	▲ 21	138.3%
臨時財政対策債	54,796	53,525	207	53,733	1,063	98.1%
退職手当債	800	423	6	429	371	53.7%
国の予算等貸付金債	(241)	(214)	(1)	(214)	(27)	(88.9%)
合 計	(241)	(214)	(1)	(214)	(27)	(88.9%)
減収補填債(5条分)	-	11	-	11	▲ 11	-
減収補填債(特例分)	-	8	-	8	▲ 8	-
猶予特例債	-	2	-	2	▲ 2	-
特別減収対策債	-	100	-	100	▲ 100	-
借 換 債	-	61	-	61	▲ 61	-
総 計	(241)	(214)	(1)	(214)	(27)	(88.9%)
	136,372	150,332	1,167	151,499	▲ 15,127	111.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正前) A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +個別協議 +届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	9	-	9	1	89.9%
公営住宅建設事業	7	7	-	7	▲ 0.3	104.0%
災害復旧事業	2	0.2	-	0.2	2	8.0%
一般補助施設等※※	-	1	-	1	▲ 1	-
一般単独事業	1	0.2	-	0.2	1	16.7%
公営企業債	1	2.3	-	2	▲ 1	227.2%
水道事業	1	2.3	-	2	▲ 1	227.2%
国の予算等貸付金債	(1)	(0.02)	(0.01)	(0.03)	(1)	(3.1%)
総計	(1)	(0.02)	(0.01)	(0.03)	(1)	(3.1%)
	11	11	-	11	▲ 0.3	102.4%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

(単位:億円)

	地方債計画額 (改正前) A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +個別協議 +届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(241)	(214)	(1)	(214)	(27)	(88.9%)
	136,372	150,332	1,167	151,499	▲ 15,127	111.1%
2 東日本大震災分	(1)	(0.02)	(0.01)	(0.03)	(1)	(3.1%)
	11	11	-	11	▲ 0.3	102.4%
合 計	(242)	(214)	(1)	(214)	(28)	(88.5%)
	136,383	150,343	1,167	151,510	▲ 15,127	111.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和3年度 最終協議(補正第1号分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	965	222	8,354	8,575	▲ 7,610	888.7%
公共事業等	-	28	1,530	1,559	▲ 1,559	-
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	187	4,668	4,854	▲ 4,854	-
公営住宅建設事業	-	-	0.4	0.4	▲ 0.4	-
災害復旧事業	965	-	539	539	426	55.8%
教育・福祉施設等整備事業	-	6	1,482	1,489	▲ 1,489	-
学校教育施設等	-	-	1,203	1,203	▲ 1,203	-
社会福祉施設	-	5	13	18	▲ 18	-
一般廃棄物処理	-	-	56	56	▲ 56	-
一般補助施設等	-	2	209	211	▲ 211	-
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	133	133	▲ 133	-
一般	-	-	18	18	▲ 18	-
地域活性化	-	-	1	1	▲ 1	-
防災対策	-	-	1	1	▲ 1	-
地方道路等	-	-	30	30	▲ 30	-
旧合併特例	-	-	66	66	▲ 66	-
緊急防災・減災	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正管理	-	-	17	17	▲ 17	-
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進事業	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	-	-	2	2	▲ 2	-
辺地対策	-	-	-	-	-	-
過疎対策	-	-	2	2	▲ 2	-
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調	-	-	-	-	-	-
公営企業債	1,604	-	555	555	1,049	34.6%
水道事業	892	-	1	1	891	0.1%
工業用水道事業	43	-	-	-	43	-
交通事業	53	-	40	40	13	75.3%
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	91	-	141	141	▲ 50	154.4%
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	525	-	374	374	151	71.2%
観光その他事業	-	-	0.3	0.3	▲ 0.3	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補正予算債	12,748	-	-	-	12,748	-
国の予算等貸付金債	(-)	(6)	(-)	(6)	(▲ 6)	(-)
合計	(-)	(6)	(-)	(6)	(▲ 6)	(-)
	15,317	222	8,909	9,131	6,186	59.6%
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
猶予特例債	-	-	-	-	-	-
特別減収対策債	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(-)	(6)	(-)	(6)	(▲ 6)	(-)
	15,317	222	8,909	9,131	6,186	59.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等**	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

\*\*復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(-) 15,317	(6) 222	(-) 8,909	(6) 9,131	(▲6) 6,186	(-) 59.6%
2 東日本大震災分	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
合計	(-) 15,317	(6) 222	(-) 8,909	(6) 9,131	(▲6) 6,186	(-) 59.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。